

「かほく市企業立地支援制度」に関するQ&A

令和8年6月17日 初版

【助成金の対象業種について】

Q1. 制度の対象となる対象業種は、どのようなものですか。

A. 次の事業を行う企業が制度の対象となります。

対象産業の種別	適用
製造業	
情報通信業	情報サービス業に限る。
運輸業	道路貨物運送業、倉庫業、こん包業に限る。
卸売業	
学術研究、専門・技術サービス業	学術・開発研究機関に限る。
農業	植物工場において行われるものに限る。
宿泊業	50人以上収容可能なコンベンション機能を有する施設の新増設を行う事業に限る。
自動車整備業	自動車小売業を併せて営む場合、業務共用する土地、家屋及び償却資産等の取得費については、投下資産の2分の1のみ助成対象経費として算定する。
コールセンター業	コールセンター業に属さない企業が、自らの業務においてコールセンター施設を設置する場合も含むものとする。

Q2. 対象業種の分類は、何に基づきますか。

A. 日本標準産業分類の定義に基づきます。

Q3. 企業全体の主な事業はQ1の対象業種ではありませんが、かほく市内で新設・増設する場所で行う主な事業は対象業種に当てはまります。その場合、対象業種はどちらで判定しますか。

A. かほく市内で新設・増設する場所で行う主な事業により、対象業種を判定します。

Q4. かほく市内で新設・増設する場所で、様々な事業を行う予定をしています。その場合、対象業種であるかはどのように判定しますか。

A. その場所で行う主な事業及び施設用途が対象業種の用に供するかについて、総合的に判定します。新設・増設の場所で様々な事業を行う予定がある場合は、まずは企画課にご相談ください。

Q 5. かほく市内への本社機能移転を検討しています。この場合の対象業種は、どのように判定しますか。

A. 企業全体の主な事業により判定します。なお、本社機能移転と工場等を同時に新設・増設・移設のうえ、本社機能移転助成金（工場等併設型）の活用を検討する場合は、企業全体の主な事業が対象業種で、かつ工場等で行う主な事業が対象業種である必要があります。

【助成金の対象要件について】

Q 6. 新設・増設・移設の区別の違いを教えてください。

A. 区分ごとの用語の定義は次のとおりとなります。

区分	用語の定義
新設	市内に事業所等を有しない企業が新たに市内に事業所を設置すること、又は市内に事業所等を有する企業が、既設事業とは異なる業種の事業所等を設置すること
増設	市内に事業所等を有する企業が、同一業種の事業所等を設置・拡充すること、ただし改築の場合においては従前施設の床面積を下回る場合は生産性向上に資する設備が導入される場合を除き対象外とする
移設	市内に本社を有する企業が、同一業種の本社機能施設等を設置・移転・拡充すること

Q 7. 「子会社及び親会社」の親子関係にある企業で、いずれか一方が既に市内に事業所等を有しており、もう一方の企業が市内に初めて事業所を設置した場合は、新設の区分になりますか。

A. 親子関係にある企業の一方が市内に事業所等を有し、もう一方が市内に初めて事業所を設置する場合は、親子関係にある企業を同一企業とみなし、増設の区分とします。

Q 8. 本社機能とはどのようなものを指しますか。

A. 本社機能とは、「企業の総務部門、企画部門、研究開発部門、国際事業部門、事業を統括する部門、その他これらに類する部門を有する機能」をいいます。なお、本社機能移転助成金・本社機能移転助成金（工場等併設型）を活用する場合は、本社機能移転を行った場所に法人の本店移転登記を行ってください。

Q 9. 企業立地支援制度の各助成金は、重複して適用することはできますか。

A. 1つの案件で工場等立地助成金、本社機能移転助成金及び本社機能移転助成金（工場等併設型）の複数に合致する場合は、いずれか1つの助成金のみを適用します。重複しての適用はできません。

Q10. 交付要件となっている投資総額について、どのような投資に対するものが算定対象になりますか。

A. 対象業種の用に供する土地や建物、これらに関する各種工事費、償却資産の取得費並びにこれに準ずる費用が対象になります。

Q11. 投資対象の土地や建物について、対象業種の用に供さない区画がある場合、投資額の算定対象になりますか。

A. 対象業種の用に供さない土地や建物の区画がある場合は、その部分の費用を除いたうえで、投資総額に算定します。対象業種の用に供する部分（①）と供さない部分（②）とを費用内訳により区分できる場合は①のみを費用として算定し、区分ができない部分がある場合（例：工場全体に係る工事費用）は、①と②それぞれの対象面積（施設は延床面積）を基に、 $\frac{①}{①+②} \times 100$ （%）の面積按分により対象業種部分のみの費用を算出します。

Q12. 投資額の対象となる償却資産とは、どのようなものを指しますか。

A. 土地及び建物以外の事業の用に供することができる資産で、固定資産台帳に記載し、対象業種の用に供する資産をいいます。どのようなものが償却資産に該当するかご不明な点がありましたら、税務課などにお問い合わせください。

Q13. 投資額は、税込か税別のどちらで算定しますか。

A. 税別で算定します。消費税以外にも各種税が含まれている場合は、その経費についても算定外とします。

Q14. 投資額の算定対象とならない費用があれば教えてください。

A. 投資額の算定対象としない例としては次のとおりです。

- ・土地、建物、償却資産の取得者や契約者が個人である場合（助成対象となる企業が個人事業主である場合を除く）
- ・土地、建物などの賃借料
- ・機械設備などのリース・レンタル料
- ・既存建物の解体工事費
- ・本助成制度の認定申請以前に取得かつ稼働していた建物等に係る各種工事及び改修費
- ・償却資産とならない資産
- ・各種税（消費税、登録免許税、印紙税、所得税など）
- ・建築物確認申請、完了検査に係る手数料
- ・光熱水費 など

Q15. 交付要件にある新規雇用者とは、どのような者が該当しますか。

A. 次の要件をいずれも満たす者を雇用した場合に、対象とします。

- ・無期契約（＝期間の定めのない）雇用者
- ・雇用保険の被保険者

Q16. 新規雇用者とならないケースとしては、どのような例がありますか。

A. 次のような雇用者は対象としません。

- ・外国人実習生（正社員雇用であっても、在留期間が有期であるため）
- ・有期契約（期間の定めのある雇用契約や、都度契約更新を行う必要がある者）
- ・役員 など

Q17. 新規雇用者の雇用開始時期に条件はありますか。

A. 新設・増設・移設した事業所の操業に伴い、操業開始日の12か月前から、操業開始日の3か月後までの1年3か月の新規雇用者を対象とし、この間の雇用人数が交付要件を満たす必要があります。なお、雇用判定期間の基準日は前述のとおり操業開始日としているため、操業開始日の変動により、雇用判定期間も変動することになりますので、雇用計画及び操業開始日の検討の際にはご注意ください。操業開始日は、操業開始後に提出いただく「操業開始届」により確認します。

Q18. 新規雇用者はかほく市民であることが必須ですか。

A. 既存の工場等立地助成金、本社機能移転助成金及び本社機能移転助成金（工場等併設型）の交付要件の新規雇用者数は、かほく市民であるかを問わず、その他の対象要件を満たしていれば新規雇用者数に算定します。なお、令和9年4月1日施行の移行後の企業立地支援制度では、対象要件にかほく市民の新規雇用者数が新たに加わります。

Q19. 操業開始前に雇用した者で、助成金対象地とは異なる場所で操業のための従業員教育を行った者がいます。その者は新規雇用者数に入りますか。

A. 次の内容をいずれも満たし、かつその他の条件に適合した場合に新規雇用者数としてカウントします。

- ・その雇用者が、助成金対象地での操業のために雇用する者であること
- ・その雇用者が、助成金の現地検査以降も継続して助成金対象地で従事する者であること

Q20. 助成金の対象業種とは異なる事業も助成金対象地で行いますが、対象業種ではない事業のために雇用した者は新規雇用者数に入りますか。

A. 対象業種とは異なる事業に従事する雇用者は、新規雇用者数としてカウントしません。

Q21. 雇用促進助成金とはどのような助成金ですか。

A. 工場等立地助成金、本社機能移転助成金及び本社機能移転助成金（工場等併設型）のいずれかの交付を受ける企業が、その交付要件となった新規雇用者のうち、市内在住者1人につき50万円を助成します。

Q22. 雇用促進助成金について、限度額はありますか。

A. 限度額の規定はありません。

Q 2 3. 雇用促進助成金の対象となることによって、工場等立地助成金、本社機能移転助成金及び本社機能移転助成金（工場等併設型）の限度額に影響はありますか。

A. 雇用促進助成金は、工場等立地助成金、本社機能移転助成金及び本社機能移転助成金（工場等併設型）の各助成金の限度額には影響せず、別枠で助成します。

Q 2 4. 雇用促進助成金の対象となる市内在住者であるかどうかの判定は、どのように行いますか。

A. 操業開始日以降に実施する、住民票上の市内住民登録の有無の確認、及び助成金の実地検査時における就業状況確認の双方により判定します。

Q 2 5. 令和9年4月1日から新制度に移行すると聞きました。これまでの制度との違いを教えてください。

A. 改正の主な内容としては、次のとおりとなります。

1. 雇用要件の見直し（雇用人数の引き上げ、地元雇用の必須化）
2. 基本補助率の見直しと新たな加算項目の導入
（「地元企業発注奨励加算」、「工場等適地奨励加算」）
3. 補助メニューの見直し（地元企業の本社移転メニューの廃止）等
4. 助成区分の定義の変更

区分	用語の定義（変更後）
新設	市内に事業所等を有しない企業が、新たに市内に事業所を設置すること
増設	市内に事業所等を有する企業が、事業規模を拡大する目的で、市内に新たに事業所を設置すること又は既設の事業所を拡充すること
移設	市内に事業所等を有する企業が、その機能の全部又は一部を廃止して、市内の別の場所に当該廃止した機能の全部又は一部を有する事業所を新たに設置すること

その他の詳細については、改正についての市ホームページをご参照ください。

<https://www.city.kahoku.lg.jp/005/508/512/d011752.html>

Q 2 6. 令和9年4月1日から移行する新制度について、経過措置などはありますか。

A. 以下のいずれかに該当する場合は、現行制度を適用します。

- ・ 所定の手続きにより、令和9年4月1日以前に現行の企業立地支援制度に係る助成措置適用の認定を受けている場合
- ・ 令和9年4月1日以前に助成の対象となる建物の建築確認済証の交付を受けており、かつ令和9年4月1日以降に現行の企業立地支援制度に係る助成措置適用の認定を受ける場合

上記以外の場合は新制度適用となりますので、制度活用をご検討の際は、予め企画課にご相談ください。

【助成金の手続き・交付について】

Q 27. 助成金の手続きの流れについて教えてください。

A. 助成金の活用を検討する企業の事務手続きは次のとおりです。スケジュールや締切を遵守し、遺漏のないよう手続きをお願いします。

手続き順	内容
1. 事前相談	かほく市企画課にて、事業計画の確認を行います。交付要件への適合性や実施スケジュール等も確認したうえで、次の申請に必要な書類の説明を行います。
2. 助成措置認定申請	<u>対象施設の工事着手の30日前までに</u> 、最初の申請である助成措置認定申請を提出してください。申請内容について、市商工業振興審議会での審議を行います。
3. 助成措置認定	審議会での審議を経て、認定されましたら、助成措置認定通知書を交付します。
工事着手～工事完成	
4. 操業開始	助成金対象地で操業を開始されましたら、操業開始届を提出してください。
5. 書類事前確認	実地検査に先立ち、助成金に係る各種書類の事前確認を行います。必要な書類については、操業開始時に別途ご案内します。
6. 実地検査	書類事前確認後、実施検査を実施します。主に書類事前確認にて確認した書類の原本確認、投資対象物の確認、及び新規雇用者の就業状況確認を行います。
7. 検査結果通知	実地検査における結果を通知します。
8. 助成金交付申請	実地検査に合格した場合は、助成金交付申請書を提出してください。
9. 助成金交付決定	審査のうえ、助成金交付申請が適正と認められましたら、助成金交付決定通知書を交付します。
10. 助成金交付請求	助成金の交付請求書を提出してください。その後、助成金の交付手続きを行います。なお、条例に基づき、助成金は最長3年間で分割して交付する場合があります。

Q 28. 工事に着手していますが、助成措置認定申請を出して助成措置認定を受けることができますか。

A. 施設工事が着手済みの事業については、助成措置認定申請の提出及び認定を受けることはできません。

Q 29. 助成措置認定申請を出せば、必ず助成措置認定されますか。

A. 助成措置認定申請後に行う市商工業振興審議会での調査審議を経て、認否を決定します。そのため、助成措置認定申請の提出によって、助成措置の認定を確約するものではありません。

Q 3 0. 助成措置認定後に事業計画に変更が生じた場合、どのような手続きが必要ですか。

A. 事業計画に変更等が生じると明らかになった時点で、まずはかほく市企画課にご相談ください。内容により変更等に係る届出を行う必要があります。また、事業計画の妥当性や助成措置認定の認否について、市商工業振興審議会で改めて調査審議を行う場合があります。

変更等の例としては、次のような場合があります。

- ・認定申請の内容に変更が生じたとき
- ・認定された事業を廃止、休止、縮小したとき
- ・認定を受けた企業に相続、譲渡、合併、分割等の変更が生じたとき

Q 3 1. 助成措置認定は、取り消されることはありますか。

A. 次のような場合には、認定または決定を取り消すことがあります。

- ・認定後5年以内に事業を休止し、または廃止したとき
- ・偽りその他不正行為により助成措置の認定または助成金の交付を受けたとき
- ・市長が特に必要があると認めたとき

Q 3 2. 助成金の返還規定はありますか。

A. Q 2 9 の回答に該当する場合、当市が助成金交付決定を取り消すとともに、「市長は既に交付した助成金の全部または一部を返還させることができる」と条例により定めています。

Q 3 3. 国や県の他の助成制度と併用することはできますか。

A. 他の助成金や補助金等の活用や交付により、当市の企業立地支援制度による助成金の認定や交付を妨げるものではありません。ただし、他の助成金や補助金等で併用を認めていない可能性がありますので、国や県など他の助成制度の所管部署に予め確認をお願いします。

【助成金の交付後について】

Q 3 4. 助成金の交付後、市からの依頼事項など何かありますか。

A. 助成金の活用に関連して、その後の各種調査や助成対象地の現地視察などを依頼する場合があります。当市より各種依頼の際は、ご協力のほどお願いします。